

平成15年7月18日  
厚生労働省医薬食品局  
食品安全部

7月1日付で厚生労働大臣から食品安全委員会委員長へ  
食品健康影響評価を依頼した事項（抜粋）

○食品安全基本法第24条第1項関係（基準又は規格を定めようとするとき）

1. 農薬（E P N、エチクロゼート、オキサジクロメホン、クロルピリホス、ジクロシメット、テプラロキシジム、トリネキサパックエチル、ファモキサドン、フェノキサニル、フェノキサプロップエチル、フェントラザミド、フェンピロキシメート、フルアジナム、フルミオキサジン、マレイン酸ヒドラジド）の食品中の残留基準の設定又は改正

平成15年 5月 7日 毒性・残留農薬合同部会 報告書公表済み

（概要）エチクロゼート等11農薬について新規に残留基準値を設定。また、E P N等4農薬（下線の品目）について残留基準値を改正。

2. 動物用医薬品（カルバドックス）の食品中の残留基準の改正

平成15年 3月24日 乳肉水産食品・毒性合同部会 報告書公表済み

（概要）豚の肉及び肝臓中の残留基準を「不検出」とする。

9. 動物用医薬品（サラフロキサシン、ジヒドロストレプトマイシン／ストレプトマイシン、ダノフロキサシン）の食品中の残留基準改正

平成15年 3月24日 乳肉水産食品・毒性合同部会 報告書公表済み

平成15年 6月27日 食品衛生分科会 答申済み

（概要）動物用抗菌性物質サラフロキサシンについては、鶏、七面鳥の肉等に、動物用抗生物質ジヒドロストレプトマイシンとストレプトマイシンについては、牛、羊、豚、鶏の肉等と牛の乳に、動物用抗菌性物質ダノフロキサシンについては、牛、鶏、豚の肉等に、それぞれ残留基準値を設定する。

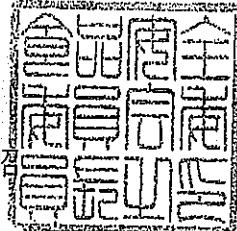


府食第30号  
平成15年7月24日

厚生労働大臣  
坂口 力 殿

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭



厚生労働省発食安第0701022号に係る食品健康影響評価の結果の  
通知について

厚生労働省発食安第0701022号（平成15年7月1日付）で貴省より当委員会に対し意見を求められた食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので通知します。

記

薬事・食品衛生審議会において行われたサラフロキサシンのADIを $0.30\mu\text{g}/\text{kg}\text{体重}/\text{日}$ と設定するとの評価の結果、ジヒドロストレプトマイシン/ストレプトマイシンのADIを $50\mu\text{g}/\text{kg}\text{体重}/\text{日}$ （ジヒドロストレプトマイシンとストレプトマイシンの和）と設定するとの評価の結果及びダノフロキサシンのADIを $18\mu\text{g}/\text{kg}\text{体重}/\text{日}$ と設定するとの評価の結果は、当委員会として妥当と考える。